

# [商品概要説明書]

## ライフアップローン（住宅所有者向けフリーローン）

（2024年4月15日現在）

保証会社：㈱ジャックス

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○お借入時の年齢が満18歳以上、完済時70歳以下の方。</li><li>○安定・継続した収入の見込める方。</li><li>○住宅を所有している方、または住宅を所有する方と同居する1親等以内の親族の方。</li><li>○当J Aの地区内に居住または勤務している方。</li><li>○過去に不渡り、延滞等のない方。</li><li>○㈱ジャックスの保証が受けられる方。</li></ul>				
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"><li>○原則として自由。 ただし、事業性資金・投機等の資金は除きます。</li></ul>				
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○10万円以上500万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。</li></ul>				
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○固定型 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。</li></ul>				
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6か月以上10年以内（1か月単位）とします。</li></ul>				
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○元利均等毎月返済</li><li>○元利均等毎月返済およびボーナス月増額返済併用 * ボーナス部分は借入額の50%以内（1万円単位）</li></ul>				
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"><li>○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は不要です。 連帯保証人は原則不要ですが、ジャックスの求めにより連帯保証人を必要とする場合があります。</li></ul>				
保証料	<ul style="list-style-type: none"><li>○利息に含みます</li></ul>				
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。<table border="1"><thead><tr><th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>団体信用生命共済名（特約なし）</td><td>年0.2%</td></tr></tbody></table></li></ul>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済名（特約なし）	年0.2%
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済名（特約なし）	年0.2%				
9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%が加算されます。</li></ul>				
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。</li><li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、手数料が必要になる場合がございます。</li><li>○詳細は当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li></ul>				

お申込時にご用意いただく書類等	<p>●所得を証明する書類 源泉徴収票、所得証明書、住民税決定通知書、確定申告書等の写し 必要により納税証明書（その1・2）をご用意いただきます。</p> <p>●運転免許証、健康保険証、またはパスポート等</p> <p>●認印</p> <p>※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融部（電話：0475-82-3267）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>